

令和2年 第11回

武蔵野市教育委員会定例会

令和2年11月4日

於 412会議室

武蔵野市教育委員会

令和2年第11回武蔵野市教育委員会定例会

○令和2年11月4日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	渡 邊 一 衛
委 員	清 水 健 一	委 員	井 口 大 也
委 員	高 橋 和		

○事務局出席者

教 育 部 長	福 島 文 昭	教育企画課長	渡 邊 克 利
教育企画課 学校施設課 担当課長	西 館 知 宏	指 導 課 長	村 松 良 臣
統括指導主事	小 澤 泰 斗	教育支援課長	牛 込 秀 明
教育支援課 教育相談支援 担当課長	祐 成 将 晴	生涯学習課 スポーツ課長	長 坂 征
生涯学習課 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史担当課長	栗 原 一 浩	図 書 館 長	目 澤 弘 康

○日 程

1. 開 会
2. 事務局報告
3. 議 案
4. 協議事項 なし
5. 報告事項

議案第18号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

- (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について
- (2) 武蔵野市立第一中学校改築基本計画素案及び武蔵野市立第五中学校改築基本計画素案について

(3) 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について

(4) 武蔵野市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業・兼職に関する要綱について

(5) 武蔵野市立図書館における市民予約優先受付の開始について

(6) 新学校給食桜堤調理場（仮称）建設事業の進捗状況について

6. その他

○竹内教育長 開会に先立ちまして、去る9月16日に開催されました令和2年第3回市議会定例会において同意を得られ、山本委員の後任の教育委員として、高橋委員が11月1日付で就任をされました。つきましては、ここでご挨拶をいただきたいと存じます。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 皆様、おはようございます。

11月1日に、松下市長より教育委員を拝命いたしました高橋和と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、12年前ですか、武蔵野市のほうに移り住みまして、今、中学3年になる息子が1人おります。ですから、今の段階としては将棋の先生にプラス、また保護者目線というところで、この武蔵野市の教育に関わっていただけるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹内教育長 高橋委員、ありがとうございます。

続きまして、教育長職務代理者として、10月の定例会での協議により、渡邊委員を指名いたしました。そのことを踏まえまして、11月1日からご就任いただいております。

つきましては、ここでご挨拶いただきたいと思ひます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊教育長職務代理者 どうもおはようございます。

職務代理者ということで、山本委員の後を引き継ぎました。山本委員以上にできる自信がないのですが、4年の任期中には、1回は回ってくるということで、山本委員の残存の期間だけやらせていただくことになりました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹内教育長 渡邊委員、ありがとうございます。

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから、令和2年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、清水委員、井口委員、私、竹内、以上の3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

◎事務局報告

○竹内教育長 これより、議事に入ります。

事務局報告に入ります。

教育部長から報告をお願いします。

○福島教育部長 それでは、前回の定例会以降の教育委員会の状況等について報告をさせていただきます。

まず、子ども図書館文芸賞でございます。7月2日から10月1日まで募集をしておりました第5回武蔵野市子ども図書館文芸賞には、731点の応募がございました。読書感想B部門、POP・帯は、前回222点に対し、今回71点と応募が少ない状況でございますが、その他の部門は小説・童話・随筆の創作A、詩の創作B、読書感想A部門は、いずれも前回は応募数を超え、総数は前回の567点を上回ったところでございます。今後、選考作業に入りまして、2月に受賞発表、表彰式を行う予定でございます。

次に、10月16日から21日にかけて、第36回武蔵野市民会館文化祭を開催をいたしました。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、芸能部門は中止をいたしましたが、展示部門20団体、公開学習部門8団体の発表、体験教室等を実施をしたところでございます。

次に、市内の学校の状況についてご報告をいたします。

10月16日に、市立中学校の関係者1名に新型コロナウイルス感染症、PCR検査の陽性反応があったことが確認をされました。保健所の調査において、濃厚接触者はいなかったこと、また当該者は検査実施前のしばらくの間、学校に来ていなかったことから、学校休業等の措置は行いませんでした。

なお、市の新型コロナウイルス感染症専門家会議委員にも状況を説明をし、最近の報告状況では、学校、保育園、幼稚園における2次感染者はほとんど報告されていないこと。また、今回のケースでの本人の行動履歴も踏まえ、市独自のPCR検査の実施は不

要との意見もいただいております。

次に、10月23日に第1回の開かれた学校づくり協議会代表者会が開催をされました。委員の皆様にもご参加いただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の発生により、学校の教育活動に変化が生じていることを踏まえ、今年度の学校の様子についてどのようなことを考え、感じているのか、率直にお話しいただき、情報共有をいたしました。各代表者の皆様からは、開かれた学校づくり協議会の開催状況、学校内の消毒作業の様子、地域に協力をいただいている学校行事の実施など、様々な観点から多くのご意見を頂戴いたしました。

代表者会で配布した資料や議事録は、今後、教育委員の皆様、開かれた学校づくり協議会委員の皆様全員に送付をする予定でございます。また、いただいたご意見など、今後の市立学校での教育活動や事務局の取組に生かしていきたいと考えております。

次に、11月25日に武蔵野市民科を研究テーマとして、市教育課題研究開発校に指定した境南小学校が中間報告会を開催をする予定でございます。今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市内教員が一堂に会することを避け、各校で武蔵野市民科の取組を中心的に進める役割を担う先生方にお集まりをいただき、中間報告会を開催する予定です。

以上で事務局報告を終わります。

○竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

◎議案第18号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

○竹内教育長 それでは、次に議案に入ります。

議案第18号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

また、報告事項の4、武蔵野市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業・兼職に関する要綱については、この議案と密接に関連するため一括して取り扱いたいと思います。

以上、議案第18号と報告事項4を一括して取り扱うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 議案第18号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令及び報告事項の4、武蔵野市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業・兼職に関する要綱については、関連する改正、報告でございますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第18号につきましては、本年2月の教育委員会においてご審議いただき、東京都教育委員会が任命する非常勤教員、一般職非常勤職員という文言を会計年度任用職員と改めた改正を、令和2年4月1日付で行っておりました。

この事務取扱規程は、地方公務員法第38条における営利企業等への従事制限に基づき、許可を教育長が行うものですが、この会計年度任用職員に当たる東京都教育委員会が任命する時間講師や非常勤教員、特別支援教室専門員は営利企業等への従事制限が除外されており、そこで、令和2年4月1日付で改正したこの事務取扱規程を再度改正し、会計年度任用職員の兼業等の届出に関する内容を削除することが本議案の趣旨でございます。

ただ、議案においては削除いたしました、会計年度任用職員については地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、不適切な兼業等、またそのおそれがある場合、校長は職員を指導しなければなりません。また、不適切な兼業等、懲戒処分等の対象となります。そこで、これを未然に防ぐために届出書の事前提出と指導を徹底することを目的に、武蔵野市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業・兼職に関する要綱を作成いたしました。

説明、報告は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

では、1つよろしいでしょうか。

今回は兼業については、許可から届出にするという趣旨と理解しているんですが、そもそもそれを届出制にするという趣旨はどういうところなんですか。

指導課長。

○村松指導課長 届出につきましては、営利事業の従事制限はないことではございますけれども、都の時間講師であったりとか、中には市の講師であったりとか、教員として学校でいろいろ指導されるところがあると思いますが、規定外に、働き過ぎにならないように、事前にそれぞれ届け出て、ほかにどこで勤務しているとか、学校間の移動の際の交通手段ですね。そこで何か事故があったときの場合、その前にはどこで働いていた

のかどうかを確認するということも含めて、届出をしていただくということが趣旨でございます。

○竹内教育長 はい、分かりました。

以前も許可という形で把握はしていたと思うんですけれども、この資料の裏面を見ると、届出先が学校長、教育長から校長になるとか、許可決定、実績報告は要らなくなるとかという意味でいうと、これと合わせていろんな手続が簡素化も図られたという理解でいいのでしょうか。

指導課長。

○村松指導課長 はい、そのとおりです。許可等の作業がなくなり、届出のみになりますので、事務の簡素化は図られております。

○竹内教育長 学校のいろんな負担も考えていくと、そういう意味では一つの前進でもあるかなと思うのですけれども、特に何かございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第18号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 では、異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第18号 武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

また、本案と密接に関連する報告事項4、武蔵野市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業・兼職に関する要綱については、了承されたものといたします。

◎報告事項

○竹内教育長 続きまして、本日は協議事項がございませんので、報告事項に入ります。

報告事項1、武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてです。

この報告事項につきましては、市全体の人事異動の一環として10月23日に内示があったものですが、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長による

専決処分をさせていただいたものです。

それでは、説明をお願いします。教育部長。

○福島教育部長 それでは、武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について、ご説明をいたします。

資料をご覧ください。

今回の人事異動は、配置換え1名でございます。

内容については、裏面のとおりでございます。発令は11月1日付でございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育部長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項2、武蔵野市立第一中学校改築基本計画素案及び武蔵野市立第五中学校改築基本計画素案についてです。

それでは、説明をお願いします。学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 それでは、第一中学校及び第五中学校の改築基本計画素案がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

お手元に第一中学校改築基本計画素案をご用意ください。

一中、五中、両校ともに構成は同様でございますので、第一中学校のほうで一通りご説明をさせていただき、その後、違う部分のみ第五中学校のほうをご説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

5章立てで構成をしております。

第1章で基本計画の背景と目的、第2章に改築校の概要、第3章、基本方針、第4章、整備方針、第5章、改築事業の概要ということで構成をさせていただきました。

参考資料としましては、記載のとおりのもを資料として載せさせていただいております。

最後に、用語集ということでまとめております。

1ページ、おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

基本計画の背景と目的でございます。

(1)の背景ですが、平成25年に『公共施設再編に関する基本的な考え方』を策定い

たしまして、既存施設を原則60年は使用することとまいりました。学校施設におきましては、今後、連続して築後60年が到来するために、計画的に更新を行う必要がございます。

令和2年に『武蔵野市学校施設整備基本計画』、全体計画でございますが、こちらを昨年度策定いたしまして、目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様を定めてまいりました。

全体計画に基づきまして、施設の建築年数を基本に、劣化状況などを総合的に考慮した結果、今年度より第一中学校の改築に着手することといたしました。本年6月より、学校関係者、保護者、学区域内の在住者、地域団体代表者で構成する「第一中学校改築懇談会」でご意見を伺いながら、この改築基本計画の策定を進めてまいりました。

(2)の目的でございます。

改築事業を進めていく上での基本的な考え方を示すとともに、今後、第一中学校の設計を行うための新たな学校施設の規模、配置及び事業スケジュールなど条件の整理を行うことを目的としております。

2ページをご覧ください。

第2章の改築校の概要でございますが、(1)の地域・地区要件等につきましては、都市計画で定められております規制内容でございます。こちらについては、用途地域が第一種中高層住居専用地域ということになっております。

(2)の学区域につきましては、こちらの記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

(3)の生徒数・学級数の推移でございます。

こちらは、平成30年に実施いたしました人口推計の結果をグラフ化したものになります。全国的には人口が減少しておりますが、本市の人口は増加しており、児童生徒数につきましては、しばらく増加した後、なだらかな減少傾向となります。第一中学校につきましては、現在、令和2年度現在、313名、そして学級数が9クラスということで、こちらについては現在の実績を載せさせていただいております。

ピークにつきましては、赤で示しておりますが、令和12年の生徒数601人、学級数18クラスということで、推計上は現在の倍の数字が出ております。

今回の学校改築につきましては、このピークに合わせて新校舎の規模を決定しております。

(4) の部活動の状況でございますが、第一中学校については野球部、サッカー部、それから手話部がございます。そのほかにもいろいろ部活動が行われております。

次に、4 ページをご覧ください。

(5) の浸水想定でございます。

シミュレーションの想定は、総雨量690ミリ、時間最大雨量153ミリということで、かなり多くの雨量を想定しておりますが、参考に平成17年の雨ですね、豪雨だったんですけども、北町コミセンの地下が水没したというときが、平成17年でございます。あのときもかなりの量の雨が降ったと思うんですけども、あのときでも総雨量は180ミリ、時間最大雨量95.5ミリということで、あれだけの浸水の被害があったんですが、それよりもかなり大きな想定をしております。実際に第一中学校のこの地図を見ていただくと分かりますが、黄色の部分ですね、今の第一中学校の校庭部分については、10センチから50センチ程度の浸水があるということでございますが、これから建設する校舎棟につきましては北側のほうに配置をしておりますので、浸水の被害については問題ないということで、対策は不要というふうに考えております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

(6) の改築校の現況でございます。

現在の校舎・音楽室棟は校地北側に、体育館は校地西側に配置されております。

①の校舎棟につきましては、今年度、築57年を迎えるものでございます。そして、第一中学校については、杉ですね、西側の門を入れてすぐのところにシンボルツリーがございますので、改築に当たっては、このシンボルツリーは極力残す方向で今検討を進めております。

続きまして、6 ページ、7 ページにつきましては、既存の学校施設についてご紹介ということで写真を載せております。

第一中学校の特徴的なところにつきましては、西校舎の廊下が校庭側の外廊下ということで、これは特徴的です。これは賛否ございますが、雨が降ったり台風のときは非常に困るというようなご意見をいただいているところでございます。

7 ページをご覧ください。

まず、第一中学校については、校庭にナイター照明がございますので、工事に当たっては一時撤去する可能性もございますが、既存のある施設については、また竣工のときにはナイター設備を戻すというようなことを考えております。

それと、左下の写真ですが、こちらが玄関正面にありますシンボルツリーでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第3章の基本方針でございます。

第一中学校の特徴や伝統、文化を生かしながら改築事業を行うための方針を基本方針として3点、掲げております。

まず1点目、生徒の自主的な活動を支援し、多様性に応える柔軟な施設。

2点目、地域の拠点として、様々な交流・連携を育む学校。

3点目、知・徳・体をバランス良く育み、将来にわたり探究的かつ協働的な学びの充実に資することができる施設ということで、3点の方針を掲げております。

続きまして、第4章の整備方針でございます。

来年度以降に進めます基本設計、実施設計に反映させるために、全体計画を基本とし、学校関係者や懇談会の意見を基に、一中などの独自性を踏まえて、整備方針として整備をいたしました。

内容について、抜粋でご紹介をさせていただきますが、(1)の各室・スペース、①教室・教室まわりでございますが、感染症対策に配慮し、教室と廊下間の壁を、可動式間仕切り壁の設置や、適切な換気方法を検討してまいります。

一番下のポツですが、少人数学級導入につきましては、国や東京都の動向を見ながら対応を検討してまいります。

続きまして、ラーニング・コモンズでございますが、探究的かつ協働的な学習活動を支援するために、学校図書館の機能に、ICT機器を活用できる環境を兼ね備えたラーニング・コモンズを整備いたします。

続きまして、③番の体育施設でございます。

プールは平置きとし、安全に十分配慮しながら、外部からの視線を遮る工夫を行います。

校庭は、学校周辺への砂ぼこり対策として、散水設備、砂ぼこりの発生しにくい材料や緩衝緑地の整備を検討してまいります。

9ページの④でございます。バリアフリー・ユニバーサルデザインでございますが、バリアフリー新法に準じまして、各校、エレベーターの設置を行います。

また、性同一性障害への対応も踏まえまして、各階に多機能トイレを設置いたします。

⑤の設備・構造でございますが、各教室に冷暖房、換気設備を設置いたします。

将来の人口減少も見据えて、空き教室を他の用途の室に容易に転用することができるよう、スケルトン・インフィルといたします。

(2)の防犯対策・安全対策でございますが、機械警備、それから正門の電気錠、防犯カメラ、校内内線電話、学校110番を設置いたします。

附属施設や非構造部材も含めて、十分な耐震性能を確保いたします。

学校施設については、通常の構造計算の1.25倍の仕様で設計をいたします。

(3)の地域連携・開放施設でございます。

開放エリアと学校エリアを適切にゾーニングするとともに、地域のコミュニティルームとして活用できるよう開放用の多目的室を開放エリア内に整備をいたします。

(4)の避難所でございます。

災害時には、開放用の多目的室を「おもいやりルーム」として利用できるようにいたします。

自立運転機能付きの太陽光発電設備を導入し、災害時にも利用できるようにいたします。また、蓄電池など非常用電源の導入についても検討をまいります。

(5)の環境との共生でございますが、省エネルギー化など環境配慮型施設の具体化を検討をまいります。

(7)の第一中学校の特徴を活かした整備方針ということで、第一中学校につきましては、音楽ホールについてはまだ新しいので、こちらについては残す方向で設計をいたします。

中央コミュニティセンターとの連携を考慮し、西側に正門を設置いたします。

11ページをご覧ください。

特別支援学級（エコールーム）について、教育上効果的な配置を検討いたします。

かたらいの道沿いに歩道状空地を整備するとともに、景観に配慮した設計をいたします。

敷地内に落ち葉溜めを設置し、市民団体によるたい肥製造を継続いたします。

第5章でございます。改築事業の概要です。

(1)の改築計画施設の予定規模でございますが、延べ床面積については、こちらの記載のとおりでございます。設計の中で、数字の上下はあると思いますが、この規模で考えております。

階数、構造でございますが、校舎棟につきましては鉄筋コンクリート造の地上4階建て、高さは17メートル程度を想定しております。

体育館棟につきましては、鉄筋コンクリート造の一部鉄骨造、地上平屋建てで一部2階建てということで、高さを14メートル程度で想定をしております。

(2)の構成諸室につきましては、記載のとおりでございますが、普通教室、特別教室、ラーニング・コモンズ、管理諸室、特別活動・生活諸室、共用諸室、特別支援諸室、PTA・地域関係の諸室を想定しております。体育館棟につきましては、避難所ともなりますので、防災倉庫、それから備蓄倉庫を体育館の一部に、体育館の中にしつらえることを検討しております。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、14ページをご覧ください。

配置計画の考え方についてご説明をいたします。

校舎の位置を東西南北にそれぞれ配置した4案を候補といたしまして、改築懇談会での議論、そして近隣住民へのアンケートを経て、校舎を北側に配置する計画とすることにいたしました。全体計画におきましては、可能な限り仮設校舎は設置しない方針としておりましたが、第一中学校につきましては井之頭小学校改築中、小学校の仮設校舎として利用する必要があることから、小学校の利用を前提とした仮設校舎の建設を行います。

また、改築懇談会委員の意見、それから近隣住民アンケートにおける意見を参考に、現段階の課題を解決する案として、改築懇談会で議論をしながら、修正案ということで整理をさせていただきました。

来年度から始まります基本設計の中では、この修正案を前提として、具体化をしてみたいと思っております。

まず、左側の原案でございますが北側にある新校舎、それから左下に新体育館、そして新プール、北の一番東側に新テニスコートということで原案をお示ししてございまして、こちらについて懇談会、それからアンケートで幾つか課題をいただきましたので、下側に課題ということでまとめております。

まず、校庭面積が若干狭いということ。

それから、テニスコートの位置が既存の南西の角、今これで言いますと新プールのところに現在テニスコートがございまして、北東角になるために、新たな周辺への影響が懸念されるということで、北側にマンションがございまして、それと、東側には道路を挟

んでではございますが、戸建て住宅が建ち並んでおります。

近隣に対して、特に土日の地域開放の観点で、朝から夕方までということ、音がうるさいのではないかとというようなご指摘を受けております。

そして、大きな問題として、この配置になりますと工事期間中、体育館の利用ができませんので、近隣の体育施設を借りてということになりますので、体育の授業のときに移動が発生するという課題がございました。

14ページをご覧ください。こちらが修正案になります。

まず図面を見ていただきますと、まず北側の東側に新校舎を配置いたしまして、その西側に新しく体育館を設置いたします。この新体育館が北側に寄っている理由は、既存の体育館を残した形で新しい体育館を造るということで、かなり北側に寄っておりますが、この配置が修正案ということ。それと、テニスコートを元の位置に戻すということにしております。

近隣への音ですとか砂ぼこりに配慮する点で、テニスコートをまず元の位置に戻すということと、工事期間中も生徒・児童が体育館を利用できるようにするために、原案から新体育館の位置を北の西側に変更いたしまして、新校舎と連続して建設するというようなプランにいたしました。

改善点といたしましては、原案よりも校庭、若干ではございますが、広く取れるということ。

それと、新体育館を北西側に配置することで、既存校舎と同様に建物が東西方向に長くなりますので、校庭と北側隣地との間の緩衝材となるということで、やはり学校の場合、音もそうなんです、校庭の砂ぼこりですね、これについてはかなり苦情があるということで、校舎を設けることで南側からの砂ぼこりが校舎によって遮られるというメリットがございます。

そして、工事期間中、既存体育館が使用できます。

小中共用時に新体育館を中学校、既存体育館を小学校が使用可能になってまいります。

既存体育館3階部分が利用できることで、仮設校舎面積が縮減することが可能ということが改善点としてございます。

1枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページですが、こちらの下修正案、想定工程の下のステップ図をご覧ください。

まず、ステップ1ということで、令和4年の2月ぐらいからになります、仮設校舎

の建設を行います。

その後、ステップ2として、令和4年の9月ぐらいですね、2学期が始まるぐらいから既存の校舎の解体をいたします。

そして、ステップ3といたしまして、令和5年の8月から令和6年度にかけて、新校舎・新体育館の建設をいたします。

その後、ステップ4といたしまして、小学校、中学校の共同利用ということで、こちらについては仮設校舎を井之頭小学校の児童、新校舎を第一中学校の生徒が使うことを想定しております。

井之頭小学校の児童が、なぜこちらで同居するのかといいますと、井之頭小学校と第五小学校も同様なんですけど、校地が非常に狭いということがございまして、井之頭小学校と第五小学校を改築するに当たりまして、仮設校舎を造った場合、造らなくて反対側に新しい校舎を造るにしても、工事はできるんですが、校庭が全く取れないということで、それがまず1つの問題点。それともう一つは、やはり狭い校地内で工事の音が非常にうるさいということもございますので、児童が中学校へ通学するというのは非常に大変ではあると思うんですが、第一中学校、第五中学校のほうに、約3年間ではございませうが通っていただいて、その3年間で井之頭小学校と第五小学校の改築を進めていくということで、今回はこの同居ということで、ステップ4については一つの中学校敷地を共同利用するというのを想定しております。

続きまして、ステップ5でございますが、令和9年12月ぐらいですね、井之頭小学校の完成後でございますが、井之頭小学校の子どもたちが自分たちの学校へ戻った後に、仮設校舎、それから既存体育館を解体いたしまして、外構工事をして、令和11年度中ですね、令和11年度中の完成を目指していきたいというふうに考えております。

第一中学校のご説明は以上になります。

続きまして、第五中学校のほうの素案をご覧ください。

2ページをご覧ください。

(1) の地域・地区要件等でございます。

第一中学校との大きな違いでございますが、第五中学校におきましては用途地域が第一種低層住居専用地域と第一種中高層住居専用地域ということで、2つの地域にまたがっております。第一種中高層住居専用地域につきましては、井の頭通りから20メートルまでが、この一中高と呼ばれているところで、今回建設する敷地のほとんどが、この一

低層という非常に環境を重視した用途地域でございます、高さの制限が、基本的に絶対高さ10メートルということで定められている地域でございます。ただ、学校の場合、10メートルですと2階建てしか建たないので、3階は最低必要になりますので、建築基準法の認定もしくは許可の取得をして、12メートルまで緩和をしてもらって、3階建てを想定してまいります。

学区域は、ここに記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

生徒数の推計ですが、第五中学校におきましては、現在6クラス、182名ということが実績でございます。第五中学校は、令和13年がピークということで、357名の11クラスということで、こちらも現在の約倍というような推計が出ております。

続きまして、4ページをご覧ください。

浸水想定ですが、第五中学校については全く問題ないということで、シミュレーションが出ているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

改築校の現況ということで、第五中学校につきましても、①番の校舎棟ですが、こちらが一番古くて、今年、築59年を迎えております。

6ページをご覧ください。

第五中学校のシンボルツリーにつきましても、左下の写真をご覧くださいただければと思うんですが、体育館棟の南側にケヤキがございます。こちらがシンボルツリーということで、こちらが残す方向で、今設計をしていきたいというふうに考えております。

写真の上から2段目ですけれども、第一中学校同様、こちらも北校舎につきましても廊下が外廊下になっております。

1枚おめくりいただきまして、第五中学校の特徴でもありますが、写真の下から2つ目の左側、中庭ですね。北校舎と南校舎の間に、非常に緑の多い中庭というのがございます。こちらもたくさん木がありますので、こちらは学校側といろいろ協議をしながら、残せる木は残して、移植にはなりますが、その辺を設計の中で議論をしていきたいと思っております。

それと、右下の防災倉庫です。写真でご覧いただくとよく分かると思うんですが、ここに行くまで大変なんです。草の中をずっと入っていくということで。これも体育館と一緒にすれば、災害時、それから台風の際、去年そうだったんですけれども、台風の

ときも使いやすい位置に変更していくということを考えております。

次に、8ページをご覧ください。

基本方針です。こちらにも3点、掲げさせていただいております。

1点目は、生徒の自主・自律の心と身体を育み、挑戦する姿勢に応える学校。

2点目、豊かな緑に守られ、地域とともに生徒を育てる学校。

3点目、知・徳・体をバランス良く育み、将来にわたり探究的かつ協働的な学びの充実に資することができる施設ということで、第五中学校につきましては、やはり緑が多いということで、この方針についても、委員の方から緑を残すような方針を挙げたいというご意見の中で、こういった方針の一つ掲げております。

続きまして、整備方針でございますが、基本的には内容はほとんど同じではございますが、11ページの一番下のところを、ご覧ください。

第五中学校につきましては、新たに特別支援学級（知的障害）のお子さんが入れる施設をしつらえますので、配置について教育上効果的な配置を検討してまいります。

続きまして、12ページをご覧ください。

(1)の建物予定規模でございますが、規模につきましては一中よりも若干小さな学校となりますが、それでも6,800平米ということになります。階数、構造につきましては、校舎棟は鉄筋コンクリート造の地上3階建て、高さ12メートルということ。体育館棟につきましても、鉄筋コンクリート造の一部鉄骨造、地上平屋建てで、一部2階建て、こちらについても高さは12メートルということになります。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、14ページをご覧ください。

第五中学校におきましても、校舎の配置については、やはり皆さん、北側現在の校地、校舎がある位置がいいということで、北校舎案ということでまとまりました。こちらの配置になりますと、やはり仮設校舎を建設する形になりますので、オレンジ色のところで薄く書いてありますが、仮設校舎を井の頭通り沿いに建設して、校舎を建設していくという流れになります。

そして、こちらの案、原案の課題といたしまして、下に書いておりますが、こちらについてテニスコートですね、北東側近隣への音の影響が生じるということで、今、新テニスコートと書いてある北側、こちらについてはマンションがすぐ横に建っております。ですので、こちらについては、テニスコートを現在の位置に戻すということで、南西の角ですね、修正案のところをご覧くださいいただければと思うんですが、テニスコートの位置を

変更しております。

そして校舎についても、敷地境界に対して並行にする方向で設置したほうが、校庭が確保しやすいということもございますので、ここは建築基準法の日影規制ですとか、斜線制限等の関係で若干並行にならない可能性もありますが、基本的にはこの修正案を基に設計に入っていきたいと思っております。

そして、テニスコートを移動した場所につきましては、今広場というふうに書かせていただいておりますが、こちらは今現在ある校舎と校舎の間の中庭部分にあるイメージを、こちらの広場のほうにつくりたいというふうに思っております。

それと、北側の緩衝緑地は、お隣、マンションとの緩衝帯にしようと思っておりますが、南側の校庭との緩衝緑地については、シンボルツリーがありますので、こういった形で残せばなど考えております。

1枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページでございますが、ステップにつきましては、基本的に第一中学校と一緒にです。

まず仮設校舎を建設いたしまして、その後、ステップ2で既存の校舎を解体すると。そして、ステップ3で新校舎の建設を令和5年度、6年度で実施いたしまして、その後、ステップ4ということで第五小学校の児童たちが、第五中学校に通っていただいて仮設校舎に入ってくださいと。五中の生徒は、新しい校舎を使用してくださいと。この間、古い体育館、新しい体育館ありますので、こちらについてはそれぞれ小学生用、中学生用ということで使えることになります。

ステップ5といたしまして、令和9年12月から第五小学校の新校舎建設後になりますが、仮設校舎を壊して、それから体育館、既存体育館ですね、それからプールを解体しまして、その後、プール、それからテニスコート、外構工事を実施いたしまして、令和10年度の完成を目指す予定をしております。

続きまして、1枚、ペラの用紙を入れさせていただいていると思いますが、第一中学校・第五中学校改築基本計画素案についてという予定表を書いてございます。こちらの素案に関する意見募集についてでございます。

学区内の在住者の方、それからこちらに記載させていただいております学校の先生方を対象に、11月13日の金曜日から27日、金曜日の間で、15日間でございますが、実施いたします。また、説明会は記載の場所、それから日程で、各会、1時間程度でございますが、全6回実施いたします。

そして、最後、今後の予定でございますが、11月13日の文教委員会において行政報告をいたします。そして、12月21日に第6回の改築懇談会がございますが、こちらで最終回になりますが、委員の方々に確認をいただきます。そして、年明け1月6日、水曜日の教育委員会定例会にて計画の議決をいただく予定をしております。

報告は以上です。

○竹内教育長 ありがとうございます。

これからご意見、ご質問いただきたいと思うんですが、経緯を少し補足したいと思えます。さっき、この冊子の素案の1ページのところで、少し説明があったんですけども、市全体としては平成25年に公共施設再編に関する基本的な考え方が出されて、おおよそ60年をめぐりに学校については改築をしていくという方向性が出されております。ここには表現してないんですが、平成27年だったと思いますけれども、学校施設整備基本方針という改築に当たっての武蔵野市の基本の方針を、武蔵野の教育に長く携わっている方とか、学校の施設に詳しい国の機関の方とか、校長や保護者、それから市のほうも総合政策部長と財務部長が入って検討してきたんですね。そこで、大きい方針を定めました。その上で、ここでいう市の学校の施設の全体計画としての学校施設整備基本計画を策定しておりますので、足かけ7年ぐらいにわたって、基本的な考え方から市全体としてのいろんな改築、全体の学校の改築への基本的な合意を経てきて、これで個別校の改築の検討に今入ってきているわけです。そういったことを踏まえての流れだということ、1回、整理をしておきたいなと思えます。

では、今説明があった内容についてのご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○渡邊教育長職務代理者 よろしいですか。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊教育長職務代理者 では、幾つかあります。

全体として大変よくまとめられており、今までのご苦勞を感じられます。アンケートは23%ぐらいの回答率があって、それに対して真摯に応えているということがよく分かりました。

今回、配置の修正案が出ており、今までの4案でなくて、北校舎を、両方とも採用するという方向で、そのときに位置関係をどうするかということが、多分再検討されたと思います。そして、基本的には新テニスコートを現状の位置にとどめながらうまく校舎を配置していくということで、よく工夫されたと思えました。その辺、どのような経緯

だったのか、もし分かれればご教示いただきたいです。先ほどもお話に出ていたと思いますけれども。

次に、この冊子全体として用語集が巻末にある。これもよかったと思います。米印がそれぞれついていて、その用語について後ろに説明している。でも、米印の位置は、もう少し右肩上、上付きぐらいにしたほうが良いと思います。真ん中の米なので、初め掛け算のマークだと思ってしまいました。もし修正できるのであれば、上付きのほうが良いと思いました。

心配なこととして、工事用の車両の出入りというのは、かなり頻繁に行われると思うのですが、子どもたちとの接触関係もご意見があるかと思うので、その辺の情報が、これに付け加えられるといいと思います。今ちょうど給食のセンターをつくりかえて、そのときも位置関係や、出入りのことについて、かなり議論があったと思うのですが、その辺の、情報があればいいと思いました。

さらに、計画素案についてという1枚ペラの資料で、本文を読むと分かったのですが、4つ目の丸で、個別配布の括弧、四角の枠の中に2Hと書いてありますが、初めは意味が分からなかったんです。それで、これは建築の高さの2倍のところまでの住民の方々に意見を聞いたということが本文を見て分かりました。この冊子を配布するようならば、そここのところを書いておくといいと思いました。そうすると、今、建っている建物の高さの2倍の範囲という意味ですね。新しい高さというのは変わるのかどうかということは、立体的でないで分らなかったのですが、もし分かったらその情報があるといいと思いました。

素案はすでに、市のウェブページにも掲載されているようですが、あれが最終版として出ているのかどうか。何か構成が違う部分があるようです。例えば、いただいたこの1ページ目には、この予定表が入っていません。ウェブページを見ると、予定表が入っていて、全体の計画が分かるので、この辺の情報は、あるといいと思いました。

最後ですが、一中のほうの修正案の進捗の図があります。修正前と修正後と2段に別れています。五中のほうはそれがないので、実はテニスコートが、ずっと使えるような計画なのです。このいただいたのでは、15ページ、16ページに、修正案の進捗図をつけておいたほうが良いと思います。修正案では、同じ手順を想定していますというふうにコメントでは書いてあるのですが、使える部分と使えない部分は随分変わってくるような気がするので、やはり一中と同じように修正案もつけていただけるとありがたいと思

いました。

内容的には、非常に洗練されたと、この会議の中でも随分ご報告いただいていますので、よく分かりました。

以上です。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 まず、テニスコートの位置を戻した経緯でございますが、懇談会の委員の皆さんの意見というよりは、近隣のアンケートの意見の中で、やはりテニスコートというのは、かなり音に関するご意見が多かったです。その結果を懇談会でもご説明をしたところ、やはりテニスコートというのは、部活動に関しては昼間の時間なので、それほど問題ないだろうけれども、やはり地域開放、土日、朝から夕方まで使うということになると、お休みの日ですから、朝ゆっくり寝ているご家庭もあると思いますので、やはりマンションとか住宅のそばというのは問題があるだろうということで、位置を動かすことになりました。

用語集の件につきましては、検討させていただいて、直せば直したいと思います。

工事中の車両の件でございますが、まだこれから基本設計に入ってまいりますので、具体的にどこから工事車両を入れるかという検討はまだ入っていません。仮設校舎も、今この位置にほぼ造るんですが、これも確定的ではなくて、横に伸びるのか、もうちょっと厚みが出てくるのかということもありまして、テニスコートを潰さないという工事ができないのかということもありますので、これは設計の中で工事車両をどう入れるのかということは具体化していきたいと思います。この素案の中に入れるというのは厳しいという状況でございます。

ただ、もちろん工事車両と子どもたちのエリアというのは完全に分離いたしますので、そこは間違いなくやらせていただきます。

それと、2Hの範囲につきましては、少し言葉足らずなのでご説明を入れさせていただきます。

校舎の高さにつきましては、今、現在の校舎の高さの数字を持ってないので、正確にお答えできないんですが、第五中学校につきましても、第一中学校につきましても、階数は変わらないので、ほぼ変わらないのかなと思っています。ただ、現在の校舎につきましては、建築基準法の日影規制と言われているものですが、その法律の規制がない時代のものなので、その規定については守られていません。法令違反ではないんですが、

既存不適格という状況になっております。今回、新たに造る校舎については、その規定については守らなければいけませんので、今よりは北側の隣地に対する日影に対しては配慮できるということで、若干南に寄ってくる可能性はございます。

それと、ホームページの最終版の件ですが、ホームページに今、載せさせていただいているのは第5回の改築懇談会の資料でございます。ですので、この表の素案の後ろに（案）がついていると思います。この原案、修正案、こちらの議論をまだ固める前の段階ですので、あれはまだ途中結果でございます。その関係で、また意見募集をするときは、この形でホームページに改めてアップをする予定でございます。

1 ページに掲げていました全体構成の件につきましては、昨年度策定いたしましたこの全体計画の中に載せていましたこの工程表ですね。こちらは全体計画の中での基本的な工程を、非常にざっくりした工程なので、工事期間が2年間というような書き方をしております。先ほどご説明したとおり、一中、五中については工事期間が2年間では終わらないんですね。少し誤解を招くということで、削除をさせていただきました。

第五中学校のほうに原案をつけてということなんですが、基本的にステップについては、先ほど委員もおっしゃられたとおり、手順は一緒なので省かせていただきましたが、この原案だとテニスコートが使えるというのも、確定的なものではありません。ですので、実際には、修正案で進めていきますので、原案だけにさせていただいたんですが、これは一中との整合を図る意味で、検討させていただければと思います。

○渡邊教育企画課長 修正案です。

○西館学校施設担当課長 修正案で進めます。どちらの学校も修正案で進めてまいりますので、ここの原案のステップを載せるかどうかというのは、議論を中でさせていただければと思います。

以上です。

○竹内教育長 どうぞ、渡邊委員。

○渡邊教育長職務代理者 修正案のベースで、これが最終的には書かれるということですかね。

○西館学校施設担当課長 はい。

○渡邊教育長職務代理者 分かりました。

工事車両について、成蹊大学で私が在任中に校舎の建て替えをやっておりましたが、そのときは塀や垣根を全部取っ払って、それで15メートルぐらいかな、工事用車両を入

れる場所をつくっていました。だから、そのくらいのことをやらないと、もしかして今の門から入りましょうというのは難しいかもしれない。その辺また今後の工夫だと思いますので、検討いただけるといいと思います。

○西館学校施設担当課長 はい、分かりました。

○竹内教育長 先ほどの人事異動の報告をいたしました。こういったことが進みますので、技術職の配置をいただきましたので、職員体制のほうももう少し技術職とか、そういったメンバーの充実を図りながら、取り組んでいきたいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。清水委員、どうぞ。

○清水委員 この計画素案を拝見して、きめ細かく丁寧にやったださっているなという
ことで、ありがたいなと思っています。

まず、3ページに生徒数・学級数の推移の表が出ているんですね。一中と、五中のほうも見たんですけれども、この増減のカーブが、ほぼ一中も五中も同じぐらいのカーブになっていると。そうすると、ほかの市内の中学校も似たようなカーブになっていくのかなというふうに思ったわけですね。それ考えたら、では小学校はどうなんだろうと思いました。

今回の計画とは関係ないけれども、小学校はこの大体4、5年ぐらい前にピークがくるのかなって、もしそうだとすると学校によってはかなり教室数が厳しくなる小学校が出てくると思いました。私が最後にいた一小だと、教室数が全然足りなくなってしまうので、そういったことも一応考えていかななくてはいけないことなんだろうなというふうに思った次第です。

さて、いろいろと細かく見せていただいている中で、ちょっと思ったことを少し、あるいはちょっとお伺いしたいことを、ページに沿って挙げていきたいなと思っています。

おしまいのほうに、この基本方針、整備方針に関する意見一覧というのがあって、これを全部拝見したんですけれども、非常にたくさんの内容が出ています。これをテーマごとに区切っていくと、やはり避難所として、それから防犯としての視点って非常に多くなってしまいました。これはとても大切ですし、地域の方々からしてみれば切実な問題なので、これは見ていく中で必要だな、大事なと思うことについては、ぜひ取り入れる、検討するというをお願いしたいなと思います。

この意見として、出てきてないんですけれども、私は教員目線でやっぱり学校改築というのを考えたときに、ページは戻るんですが、8ページの4、整備方針の(1)各

室・スペースというところの教室・教室まわりというところがあるんですが、これ一中と五中、内容が同じになっています。例えば新JIS規格の机というのは、大きくなっていますから、教室の大きさもある程度、今の既存の教室よりも広げていかないと、例えば生徒や先生が教室の中を歩くときに、非常に窮屈になっていくだろうと思うんですね。こういったことは、すごく大事だなというふうに思っています。

学校公開などで小学校、中学校を見て回るんですけども、それぞれの学校の建築年度が違うんですね、みんなね。それぞれそのときそのときに、これがいいだろう、学校の要望や地域の要望を聞いて造ってきたと思うんですけども、教室のつくりが武蔵野市内の学校、違うんですよ。教員の立場からすると、この学校の教室ってすごく授業しやすいなとか、子どもたちにしてみるとすごく居心地のいい教室というのがやっぱりあるんですね。そういった視点で考えていったときに、各学校の施設設備とか、そういったものについて詰めていくということももちろん大事なんだけど、どういう教室が学習環境として一番いいのかということについては、これは相当詰めてやっていく必要があるだろうなと思っています。だから、そういった面でも先生方や、あるいは生徒からの意見とか、そういったものも合わせて聞きながらよりよいものにしていただきたいと思います。

例えば掲示スペースを増やせばいいのかというと、必ずしもそうでなかったり、あるいは教室の床の色であるとか、壁面の色であるとか、そういったものの微妙な違いで、学習する子どもたちの集中度であるとか、先生の授業のしやすさというのは変わってくるので、ぜひそのところ、大事にしていただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、9ページです。下のほうの(2)番、防犯対策・安全対策の4つ目のポチに、「敷地内の歩車分離を図ります。」ということですけども、これは意味がよく分からなかったもので、後でお願いしたいなと思います。

それから、13ページ、14ページですけども、2つあります。

1つは、14ページの5行目、最後ですね。新体育館は、北側の屋根が勾配天井になる、勾配屋根になるとあります。屋根が勾配になれば、当然中の室内の天井の高さも同じような勾配になっていくのではないかと。つまり、一般的な体育館というのは、シンメトリーになって、左右対称で、高さについてもこうですよ。そういったところが、どうなるのか。運動する場所なので、非常にそういったところというのはデリケートな問題で

はないかと思うんですね。

それから、もう一点は、一中の現在のグラウンドにおいては、100メートルの直線コースというのは原案と同じ向きだと思うんです。これが校舎の位置関係が変わったことによって、100メートルの直線が、スタートが、今度、東門の南のほうになっていきますね、角度が変わっちゃっているんですね。これをこういうふうにしたのは、多分理由があると思うんですけれども、その理由をお聞かせいただきたいということと、学校はこのことについてどう考えているのかということも、大事にしていきたいなと思いました。

それから、今、一中、五中というのは部分的に外廊下になっているんですね。一度、学校公開のときに横殴りの雨が降っていたときがあつて、教室移動で傘をささなくちゃいけないというのは、通常あまり考えられないことなんですよ。どういう狙いでそういうふうにして造ったのかが、私は分かりませんが、これは全部、中廊下というようなことでお願いできたらいいのかなと思いました。

それから、昨日テレビでも見たんですけれども、今、日本の学校というのはトイレの洋式化が進んでいるんですが、いまだに和式トイレが結構多いんですよ。これから建て替えていくときに、学校のトイレの和式、洋式というのを、どういうふうに武蔵野市は考えているのか。

私個人の考えとしては、もう今、一般家庭がほぼほぼ、もう90、100%に近いぐらい洋式になっていますので、全部洋式でもいいのかなと。学校に勤めていると、子どもたちの和式の使用率は非常に低いと感じます。だから、そんなことも少し考えていただけたらなと思いました。

以上です。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 まず1点目の教室の大きさでございますが、委員おっしゃられたとおり、今の学校施設においては教室の大きさがまちまちでございます。これから建てる学校施設につきましては、去年のこの学校施設整備基本計画、全体計画でございますが、こちらで小学校については68平米前後、中学校については76平米前後ということで若干大きくなります。既存の小学校は、今60平米ぐらいですので、8平米ぐらい。中学校が64平米ぐらいなので、12平米ぐらいは大きくなりますので、これからアクティブ・ラーニングでグループ学習をするに当たって、机を移動しても、新J I S規格の大

きな机を移動してもグループ学習ができるように広く取ります。さらに、廊下との間仕切り壁を固定式ではなくて可動式にしますので、廊下も一緒に使って学習できるようなことも考えていきたいというふうに思っています。

色の関係は、これから設計していく中で、学校側とも協議をしながら決定していきたいと思います。

2点目の歩車分離の件ですが、基本的に歩く人と車の道を完全に分けてしまうということなのですが、今、例えば第一中も五中も一緒なんですけれども、門から入ってくるのが1か所、正門1か所ありますが、車も人も一緒なので、危険ですから、なるべく分けるようなしつらえを、車はこちらから、人はこちらからという形で分けたいというふうに考えています。

体育館の北側屋根の件でございますが、どうしても北側に建物を寄せると、日影規制、それから斜線制限の関係で、その範囲の中で建物を収めなければいけないので少し下がってしまうということがあります。ただ、やはりこちらについては、バレーボール、それからバドミントンの競技については、最低基準が守れる高さを確保できていますので、部活動ですとか学校教育上は支障がない高さは確保できております。

一中の100メートル走路の向きでございますが、こちらについては改築懇談会の中に校長先生、副校長先生が入っておりまして、副校長先生が体育の先生ですので、そこでもご意見を伺っています。向きが変わることは特に問題ないと。直線、この走路が、基本的にはこの全体計画でいくと最低50メートルを確保するという最低基準を定めているんですが、一中も五中もほぼほぼ100メートル取れるんですね。ですので、取れるだけ取るということにはしているんですが、走りきったときに、ある程度のスペースがないと壁に激突するというので、東側をスタートに西側をゴールにすると。西側はちょっとスペースがありますので、そうすることで100メートル確保できるのであれば問題ないというようにお話をいただいております。

外廊下の件につきましては、これからは中に廊下があって、両側に教室があるような学校になりますので、その問題は解決すると思います。

トイレの問題ですが、中学校につきましては基本的にはもう和便器も使えると思いますので、全て洋便器というふうに考えています。小学校については、ちょっと議論があるんですね。外の施設に行ったときに、まだ和便器があると。和便器が使えなくて、トイレに行けない子が出てくるということで、小学生については学校の中に1個、2個、

残すべきかというのはちょっと議論がありまして、各校の検討の中で小学校については考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○竹内教育長 よろしいですか。

はい、清水委員。

○清水委員 トイレについては、確かに教育の場なので、和便器があつて、そこで使い方というのも分からないではないんですけども、いろいろな施設を見ている中で、確かに和便器もあるんだけども、要するに使う、使わないということ考えたときに、使わない便器のあるトイレというのは、どんなものかなということをおもうんですよ。だから、そういったあたりでもうちょっと考えていただけないかなというのは私の思いです。

それから、五中の設計の中で広場というのがあるんですよ。原案ではなかったものが出てきたわけですけども、これのイメージがよく分からないんですが、まずその北側と南側に緩衝緑地がありますね。これは多分、植栽が植わるとおもうんですけども、この広場というのは、いわゆるグラウンドと同じ、土なんですかね、それともコンクリみたいなものになるのか、これどういう用途でこの広場があるのかなと。

例えばこの広場の北側はマンションですよ。そうすると、校庭の音が、原案もそうなんだけど、ここに校舎とか、そういう遮蔽物がないと、割合、音そのまま北側にいくのではないかなと思います。これが学校の教育活動に有効に生かされるようなものかといいなとおもうんですけども、どういう想定で、この広場を考えていらっしゃるのかということをお聞かせください。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 広場につきましては、基本的に土で、コンクリートを敷き詰める予定はありません。子どもたちが触れ合える土がいいのかなと思っています。具体的な詳細については、これから設計の中で学校とも協議しながら、どういった広場がいいのかというのは今後決めていきたいとおもうので、現段階ではこのスペースを確保するというところまででございます。

以上です。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 私からも何点かお伺いいたします。

中学校の建て替えをする中で、仮設校舎の中に小学生が通ってくるということは先ほど分かりました。例えば第一中学校ですと、井之頭小学校の児童が通う期間があると。となると、結構な距離があると思うんですよ。小学校1年生、6歳、7歳の子が井之頭小の学区で、一番、一中から外れに住んでいる子が、歩いて一中まで通うとどれぐらいかかるのか。多分、今の井之頭小と一中の位置関係から見ても結構な距離だと思うんです。自転車通学は危ないから無理でしょう。例えば井之頭小学校のところに、学校の借り上げバスみたいなものを用意して、遠い子については一中までバスで通学などということは考えられるのか、それとも今後、検討されるのか。6歳、7歳の子が通い始める小学校ですので、安全を第一に考えるにしても、小一時間かかってしまうみたいなこと、下手したら1時間超えはないのかなとか、その辺心配になりましたので、知りたいなと思ったところがまず1点です。

次に、第一中学校ですけれども、今、屋上にプールがありますけれども、今度は校庭の隅に設置するようですが、それによって他の中学校と比べて一中の校庭の広さに対する影響はどうなんだろうかというのが気になりました。例えば第五中学校ですと、広場という独自性のあるスペースがつけられるわけですがけれども、一中については五中以上に住宅、そして南側には大きなマンションもありますので、プールを平置きしたときに、校庭の広さはほかの中学校と比べてどうなんだろうかというのが気になりました。また、今の一中の体育館は、校庭側からこの階段みたいな形で少し降りていくスタイルになっていますけれども、新しくなるとき、いわゆる掘ったというか、下がった部分についてはどうなるのでしょうか。

次に、第五中学校ですけれども、第五中学校は一中ほど密集地ではないと言いながらも、住宅の中に囲まれているのは、これは場所からして実際に何度も行っている者として分かるんですけれども、ちょうど5ページの第五中学校の写真のちょうど左下に、浄水場が映り込んでおります。今、その浄水場の中の五中の南側あたりに建物を、東京都は建てようという動きがあるということで、その建物ができてしまうことによって、校庭の日影とか、冬であると雪による凍結とか、その辺の影響はどうなんだろうかとちょっと気になりました。五中の保護者からもお声が届いているところですので、それについても教えていただきたいなと。

大きく分けて、その3点でございます。

以上です。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 まず1点目の井之頭小学校の児童の通学の件でございますが、現在、1年生から6年生までの児童の住所から、地図上にプロットして、一番遠くの子がどれぐらいいるのかというようなことを、現在、シミュレーションしているところで、これからスクールバスが必要なのか、徒歩で行けるのか、そこら辺を検討して、今後、学校とも協議をしながら検討をしているところでございます。

プールの件ですが、プールについては第三中学校の件で、屋上プールというのいろいろ問題があるということもありまして、今後の新しい学校については、プールは全て平置きという形にします。ですので、基本的にはどこの学校も平等な形にはなりません。

校庭の広さにつきましては、やはりそれぞれの学校の校地面積は違いますので、昨年度の全体計画の中でも、校庭については最低50メートル以上の直線走路、トラックについては小学校は120メートル、中学校は150メートルということで定めておりまして、その最低基準は絶対守るということで、これから造る学校については、その中でもさらに大きく取れるところは大きく取っていくことを進めていきたいと思っております。

それと、浄水場の件でございますが、まだ正式にいろいろ情報をもらっていないところでございますが、聞いているところによりますと、第五中学校の南側の浄水場の建物については、それほど高いものは建てないということで、一応、校庭への日影、日影規制上の日影については問題ないというふうに聞いておりますが、東京都から情報をもらいながら、話をしていきたいと思っております。

以上です。

○竹内教育長 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、生徒数の増加の推移という予測があります。武蔵野市の特徴と言ってもいいかもしれませんが、中学校に限ってはかなり私学への受験するお子さんというのが多いように思うんですね。今回、このシミュレーションとしては、令和12年にほぼ今の倍ぐらいの生徒数になるだろうと。当然、市としては生徒数というのは人口に比例してというふうには分かっているんですけども、実際、では本当にその中学になる年齢の生徒さんたちが、実際、その市の中学に通うという数というのは、これ

と一致していくのかというところというのが、私の中で疑問がありました。

もう一点は、トイレの話なんですけれども、今、多目的トイレという形で一つ設けるというふうにありましたけれども、これからこの新しい中学校を建設するということは、10年、20年、さらに先にいくことを考えなければいけないわけですね。そのときに、今ようやくいいまいしょうか、性同一性障害の話とかというのも増えてまいりましたけれども、さらにそのところで特別に、例えばその生徒が、その多目的トイレという形で使用するというよりかは、個室の増設を検討した方がいいのではないのでしょうか。女の子の場合は、それぞれ個室になっているからいいとしても、今ある男の子のトイレというのは、いまだに個室ではないところのほうが多いかと思うんですね。これからの時代というのは、やはり家でもそうですし、どこでもそうだと思うんですけれども、子どもたちが、特に男の子じゃなくて、女の子もそうですけれども、なかなかトイレで大きいほうをするのは…というような話もありますけれども、個室ということも少し考慮してもいいのかなと、そういう時代が来てもいいのかなというような気がしました。なので、そのお子さんが、該当するようなお子さんが、その多目的トイレというところに行くという発想よりは、誰でもそこに使えるというようなものがもう少し、つまり今までの既存のトイレというのは、もうこういうものであるというところから、少し発展していてもいいのかなというような気がしたんですけれども。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 まず人口推計の件でございますが、直近、5年の進学率を加味した上で、こちらについては数字を出しております。

2点目のトイレのお話ですが、委員おっしゃるとおり、その件については議論になりまして、去年の全体計画の中でなんです、男子トイレについて全て個室化するというような議論もありました。しかし、学校運営上、短い休憩時間の中でトイレに一斉に行くということになりますと、なかなか使うのに問題が出るということで、現段階では全個室化することはやめるということになりました。ただ、将来的にはですね、その辺の改修ができるようなしつらえで設計、施工してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項3、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価についてです。

説明をお願いします。教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 報告事項3についてご報告いたします。

学校施設環境改善交付金は、国の学校施設の改修に対する補助金になります。この補助金を頂くに当たって、事前に各団体で計画を定めた上で、これに基づいて毎年度、申請をしていく流れになっております。計画につきましては、3年ごとに計画を評価していくという流れになっておりまして、今年度は昨年度まで3年間分を振り返る年になっております。

総合的な所見、2番のところをご覧いただきたいんですが、補助金を頂いて改修しようとしていたものについては、基本的に全てできました。特に非構造部材の耐震化につきましては、特定天井の改修が全て完了したところです。

今後の課題としましては、バスケットゴールの耐震化、今年度もやっておりますけれども、これを数年間かけてやっていく必要がございます。

具体的な中身につきましては、報告事項3の最後の資料、表がございます。この国の補助金につきましては、その時々全国的な課題を踏まえまして補助対象とする事業が決められております。近年は特に防災機能の強化の部分と、トイレの洋式化について国のほうでも予算を確保して各自治体に配分しております。これを活用しまして、本市でも記載の学校につきまして工事ができました。

説明につきましては以上になります。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見があればお願いいたします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今、説明をいただきました中で、3番の(2)の紙でいうと裏面、裏面になりますけれども、地震、津波等の災害に備えるための整備というところで、第四中学校の格技場の特定天井の改修を行ったというふうにありますけれども、この第四中学校の天井部分もそうなんですけれども、あそこの体育館棟に入るときには、普通に歩いてきまして、そこから階段を上がらないと体育館の入り口にはたどり着かないのです。例えば車椅子の方への配慮は、この今回の目標には入っていないというふうに思いますけれども、今後この地震に備えるための整備というところで、第四中学校体育館入り口のそのスロープとか、その辺の動きというものは何か出ているのかどうか知りたいと思

ましたので、教えていただければと思います。

○竹内教育長 教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 この計画につきましては、国のほうで補助対象としている事業についてのみ計画を立てておりますので、これ以外にも市の単独の負担でやっている工事は多うございます。特に第四中学校のご指摘の点につきましては、バリアフリー化というのは一つの課題だと認識しておりますが、相当予算がかかりますので、全体の優先順位も見ながら、今後、予算要求をしていきたいなと思います。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項5、武蔵野市立図書館における市民予約優先受付の開始についてです。

説明をお願いします。図書館長。

○目澤図書館長 市民予約優先受付の開始についてです。

1番の目的をご覧ください。

武蔵野プレイスを中心に、武蔵野市立図書館は、想定を超える利用者に、ご利用いただいております。そのためになんですけれども、市民の方への図書館利用について、相対的にサービスの低下が起きてしまっております。そこで、市民とそれ以外の登録者の間で、サービス内容を検討しまして、市民の方へのサービス向上を図ることが目的となります。

2番の現状と課題をご覧ください。

有効登録者数の4割超、表1になりますが、4割超が市外ですね。近隣5市区の住民の方の登録となっております。

続いて、予約の件数、全体の約3割、表2になりますが、約3割が近隣市区在住の方の予約で占められております。

これはですね、表3をご覧くださいなのですが、近隣市区と比較しましても、例えば武蔵野市は、小金井市、杉並区と比べて5倍、近隣の方の利用割合が占めておりまして、西東京と比べても2倍の方が市外の方の登録となっております。

そうしたことによって、市民サービス水準低下の例、1ページ目の下、ご覧ください。

例えば予約が200件ある資料について、市民の方が201番目に予約をしようとされると、受け取りまで18か月かかってしまうんですが、18か月のうちの約5か月間は市外の方の

利用で埋まってしまうという現状があります。市外の方の予約で待つということに関しては、ほかの市区と比べても、2倍から5倍ほど待たされてしまっているという状況がありますので、この予約の受け取りまでの期間を短くできないかと考えております。

2 ページ目をご覧ください。

3 番に移ります。具体的にどのような方策を取るかです。

市民のサービス向上について、広く実質的にサービス向上の効果が見込まれるということ。とはいえ相互利用の協定もございますので、近隣地区の在住者へのサービスも配慮することとして、新たに市民予約優先受付期間を設けることにします。

開始の時期は、来年1月に予定しております。

対象は、市民。市内在住・在学・在勤者です。

この市民の方を対象に、出版年月から24か月間、2年間、市民の方のみ予約の受付を可能といたします。なので、例えば今月話題の新作が入ったとしますと、この話題の新作については2年間は、まず市民の方からどうぞご予約くださいと。2年間は市外の方はお待ちくださいというようなことになります。

これによって、先ほどの効果を想定しますと、受け取りまでの期間が約30%、先ほどの例でいいますと18か月のうちの5か月間が、短縮できるのではないかと見込んでおります。

図書館からの報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊教育長職務代理者 市外の方の利用は、ありがたいことですが、いろいろトラブルがあるということも伺っています。このプレイスはもともと市外の方の利用が多いことが予想された場所だったので、仕方がないのかなと思います。ただ、この優先期間24か月、出版から24か月って一概に決めるのが本当にいいのかなどうか。

例えば新刊でも、あまり予約が入らないものでも同じような処置をしてしまうのかというところあたり、あるんだったら貸してくれればいいのにと、そういうことが多分出てくるんじゃないのかなと思います。原則こうなんだけれども、多少、借りてはいない場合には市外の方も利用できるような、そういう措置を取ったほうがいいのかと感じました。その辺、いかがでしょうか。

○竹内教育長 図書館長。

○目澤図書館長 そこは、私たちも図書館運営委員会でもそういった配慮がありましたが、予約ができないということであって、貸出しができないわけではないので、もし予約が入っていないものについては、市内3館ございますので、そちらにおいでいただいて、借りていただければというふうに考えております。

○渡邊教育長職務代理者 あれば借りられるんですね。その辺、分かりにくい人もいるかもしれない。お知らせするとき、工夫いただけるといいと思います。

どうもありがとうございます。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 この表を見まして、改めて武蔵野市の図書館が、近隣の方が多く利用していただいていると感じたところです。市民としてみると、とてもありがたい、優先予約のスタイルではありますけれども、この近隣の地区では、同じように市民優先予約、区民優先予約というような制度はされているのかどうか。一切ない中で、武蔵野は近隣市区の要望者が多いから、武蔵野だけこれやるんだと言ってしまうと、何か近隣市区から、何か苦情じゃないですけども、来るのはどうなのかなと思いましたが、近隣市区では優先予約というのはどのようにされているかを教えてください。

○竹内教育長 図書館長。

○目澤図書館長 ここに挙げている近隣市区では、同様の受付方法を取っているところはないです。ただ、26市ですね、多摩地区ですと5市ですね。その5市は、市外の方の予約はずっと受け付けませんという、期間限定ではなくて。というような方法を取っている市もございます

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 驚きました。逆に、こういうことは、この近隣、隣接する市区ではされていないということですので、実際に開始する前には、今、近隣市区にも該当する場所にもお知らせするのかどうか。変な話、この武蔵野で47%の方々は、その自分の市区のほうに流れるかなという部分もある程度見込まれると思うと、そのような周りとの調整とか広報、告知とかというものもしていただけたら、あつれきじゃないですけども、その辺はいかがなものでしょうか。

○竹内教育長 図書館長。

○目澤図書館長 利用者の方、ご利用いただいている市外の方には、今後このようにして

いきますというお知らせを、館内であったり、ホームページであったり、しっかりとお知らせをしております。その間は、ご自身の在住の図書館をご利用いただきたいというお願いにはなってしまいますが。

近隣区市の図書館に対しても、武蔵野市でこのようなことを始めますというのは、事前にお伝えをしております。お伝えをして残念そうな声をされることもありました。

以上です。

○竹内教育長 よろしいですか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 私は武蔵野市ではない市の図書館、3市にわたって利用しているんですけども、要するに住民でないといろんな形で制約を受けるんですよ。例えば貸出期間が1週間短いとか、借りられる本が半分であるとか、視聴覚のソフトは3分の1であるとか、そういうかなりの制約を受けているんですよ。そういう点でいうと、武蔵野市は他市の方々にも相当便宜を図っているということで、私はこれはとても評価できるなと思います。ただ、やっぱり市民の利益というのは、しっかりと確保しなくちゃいけないので、予約については、これは私は当然こうあるべきだと思いますので大賛成です。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項6、新学校給食桜堤調理場（仮称）建設事業の進捗状況についてです。説明をお願いします。教育支援課長。

○牛込教育支援課長 報告事項6、新学校給食桜堤調理場（仮称）建設事業の進捗状況についてご報告をいたします。

この事業につきましては、今後の小中学校の児童生徒数の増加に対応するため、現在の桜堤調理場を建て替えて、提供できる給食の数を増やす事業でございます。

現在、武蔵野市の給食は、北町調理場から小学校7校分、その他、小学校5校分は校内で設置された単独調理施設、また中学校6校については桜堤調理場から提供しております。

この桜堤調理場を建て替えて、中学校6校分に加えて小学校数校分を提供できるようにする事業でございます。

報告事項につきましては、4点ございます。

1点目が、工事の経過と今後の予定です。2月末に着工いたしまして、3月から8月

までは基礎部分や地下部分の工事を行ってまいりました。9月からは地上部ですね、鉄骨の立ち上げなどを行っております。そして、12月からはエレベーターの設置ですとか、外装や内装の仕上げを行ってまいりまして、3月にはおおむねの工事は完了し、4月から6月までは最終調整ということで、直近の9月と11月の工事の様子を掲載させていただいております。

2点目が稼働に向けたスケジュールです。来年6月末に建物が最終的に完成します。そして、7月からは新施設でのスタッフの研修ですとか、現施設から新施設への引っ越し移転作業を行ってまいります。そして、来年度の2学期ですね、8月30日から新施設での給食の提供を開始をしております。その後、現施設の解体、また、周りの外構工事を行ってまいります。

3点目が、施設の正式名称です。これまで仮称ということで、「新学校給食桜堤調理場」としてまいりましたけれども、新施設の正式な稼働後は、現在の「武蔵野市立学校給食桜堤調理場」を新施設においても引き続き使用をしております。

4点目、新施設から提供する学校ということで、現在の市立中学校6校に加えて、小学校、千川小学校と関前南小学校の2校で、来年度の2学期から提供をする予定で準備を進めてまいります。

説明については以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 私も、この前の道路をよく通りますので、着々とできてきているなと思ったんですけども、この資料からでは読み取れなかったことを質問いたします。今の学校給食桜堤調理場というのは、いわゆる平屋、あっても2階ぐらいなのかなって思います。今回この資料を見ますと、真ん中の写真の右側ですけども、3階の洗浄室というふうに書いていますけれども、実際にはその3階建てなのか、または4階なのか、どんなのかなと。ちょうど元桜堤小のプールの跡地に建て、今の調理場との敷地の大きさの違いがあるからこそ、3階建てというふうに伸ばしていったのか、その辺について少し教えてください。

○竹内教育長 教育支援課長。

○牛込教育支援課長 新施設は3階建てとなります。理由としましては、現在の給食施設がおおむね2,000食程度の供給能力なのに対して、今回の新施設は主に5,000食程度、提

供できる規模で整備をするということと、最新の学校給食の衛生管理基準に沿った設計をしておりますので、例えば食材を洗う場所、調理する場所、洗浄する場所、全て区画をして造っているということで、その分、床面積が必要な施設ということで3階建てとなっております。

○井口委員 分かりました。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 次に、その他です。

その他として何かありますか。

○渡邊教育企画課長 特にございません。

◎閉会の辞

○竹内教育長 それでは、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和2年12月1日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分閉会